

## 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領

農林水産省生産局長通知

制 定 平成28年 1 月20日付け27生畜第1621号

最終改正 令和 7 年 3 月28日付け 6 畜産第3655号

### 第1 趣旨

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の実施については、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年 1 月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

### 第2 畜産クラスター協議会等の要件

要綱第4の1（1）及び2（1）の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める畜産クラスター協議会及び畜産ICT応援会議の要件は、次のとおりとする。

#### 1 畜産クラスター協議会

- （1）運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- （2）畜産を営む者の他、2 者以上の異なる役割を担う者が参画していること。

#### 2 畜産ICT応援会議

- （1）運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- （2）次のいずれかの団体であって、畜産を営む者が所属するものであること。

- ア 公益社団法人
- イ 公益財団法人
- ウ 一般社団法人
- エ 一般財団法人
- オ 事業協同組合
- カ 事業協同組合連合会
- キ その他農業者の組織する団体

### 第3 畜産クラスター計画等の基準

要綱第4の1（2）及び2（2）の畜産局長が別に定める畜産クラスター計画及び畜産ICT化応援計画の基準は、次のとおりとする。

#### 1 畜産クラスター計画

- （1）次の全ての項目が記載されていること。
  - ア 畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割
  - イ 畜産クラスター計画の目的
  - ウ 畜産クラスター協議会の取組内容
  - エ 畜産クラスター協議会の行動計画
  - オ 畜産クラスター計画の中心的な経営体（要綱第4の1の（3）に定める中心的な経営体をいう。以下同じ。）の概要
  - カ 畜産クラスター計画の取組により期待される効果
- （2）生産コストの削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じて地域の畜産の収益性の向上に資する計画と認められること。

- (3) 地域の畜産における中心的な経営体への再編・合理化又は中心的な経営体と畜産農家以外の者との連携強化に資する計画と認められること。
- (4) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定に基づく都道府県計画等と整合が図られていること。
- (5) 畜産クラスター計画に定められた取組等が、次の全てに該当すること。
  - ア 取組による収益性向上の効果が可能な限り定量的に示され、その効果の実現が見込まれること。
  - イ 畜産クラスター協議会の構成員の連携・協力による取組であり、効果の発現のために果たすべき構成員の役割が定められていること。
  - ウ 取組の効果が地域内に広く波及すると見込まれること。
  - エ 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無にかかわらず、収益性向上の取組が行われること。
  - オ 中心的な経営体の取組は、畜産クラスター計画の目的の実現のために必要なものであり、中心的な経営体以外の者との連携が継続的に行われるものであること。

## 2 畜産ICT化応援計画

- (1) 次の全ての項目が記載されていること。
  - ア 応援会議の名称及びその構成員の概要
  - イ 応援計画の達成に向けた構成員ごとの役割分担
  - ウ 労働負担軽減経営体の労働条件の改善のための取組の概要
  - エ 労働負担軽減経営体が導入する機械装置の種類、内容及び労働条件の改善の定量的な効果
  - オ 労働負担軽減経営体の労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、ICTの活用や災害時の協力等の持続的な地域の畜産の発展に資する取組の内容

## 第4 総合評価

要綱第6の1の(1)及び(2)の事業に係る総合評価基準は、別添1のとおりとする。

## 第5 事業の細目及び具体的な手続等

要綱第7の1の畜産局長が別に定める事業ごとの事業の細目及び具体的な手続等については、次のとおりとする。

### 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

- (1) 施設整備事業  
別紙1に定めるとおりとする。
- (2) 機械導入事業  
別紙2に定めるとおりとする。
- (3) 調査・実証・推進事業
  - ア 実証支援事業  
別紙3に定めるとおりとする。
  - イ 全国推進事業  
別紙3に定めるとおりとする。
- (4) 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）  
別紙4に定めるとおりとする。
- (5) 生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）  
別紙5に定めるとおりとする。
- (6) 優良繁殖雌牛更新加速化事業  
別紙6に定めるとおりとする。

- 2 畜産経営体質強化資金対策事業  
別紙7に定めるとおりとする。
- 3 ICT化等機械装置等導入事業  
別紙8に定めるとおりとする。

## 第6 事業評価等

要綱第7の2及び4の畜産局長が別に定める事業評価等又は費用対効果分析の方法は、第5の1、2及び3の事業ごとに、それぞれ別紙1から別紙8までに記載するとおりとする。

## 第7 業務方法書の作成等

### 1 業務方法書の作成

基金管理団体は、要綱第33の畜産局長が別に定める基金管理団体の業務方法書を次に掲げる事項を内容として別添2により作成し、畜産局長に提出するものとする。

- (1) 造成した基金に関する事項
- (2) 事業計画の承認に関する事項
- (3) 補助金等の交付に関する事項
- (4) 事業の実施状況等の報告に関する事項
- (5) その他業務運営に必要な事項

### 2 業務方法書の承認及び変更

- (1) 畜産局長は、基金管理団体から提出のあった1の業務方法書について、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、その旨を基金管理団体に通知するものとする。
- (2) 1及び(1)の規定は、業務方法書の変更について準用する。

## 第8 事業実施状況の報告等

- 1 要綱第34及び第35の畜産局長が別に定める事業実施状況及び事業評価の報告は、第5の1、2及び3の事業ごとに、それぞれ別紙1から別紙8までに記載するとおりとする。
- 2 畜産局長、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）、都道府県知事及び基金管理団体の長は、1の事業実施状況及び事業評価の報告により、本事業の進捗や目標の達成状況を確認することとし、必要に応じて、事業実施主体やその他関係者に対し、助言又は指導を行うことができるものとする。
- 3 都道府県、事業実施主体、畜産クラスター協議会及び取組主体は、農林水産省畜産局企画課長又は畜産振興課長から本事業の実施状況や事業の実績等に係る調査に関連して報告を求められた場合は、定められた期日までに報告するものとする。

## 第9 基金の管理等に係る事務費

要綱第37の2の(5)の畜産局長が別に定める事務費の範囲は、次のとおりとする。

| 事務費の範囲                                                          | 備考                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 旅費<br>人件費（事業実施のために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要するもの等）について、当該業務に直接従事する者 | 人件費の取扱いについては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経 |

|                                                                                                                                                                        |               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| に支払う実働に応じた対価)<br>賃金(日々雇用される雑役及び事務補助員<br>に対するもの)<br>共済費<br>報償費<br>需用費<br>役務費<br>使用料及び賃借料<br>システム運営費(機械導入事業管理システム<br>及び利子補給管理システムの開発並び<br>にそのシステムの運営に必要な経費)<br>委託料<br>雑費 | 理課長通知) によること。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|

#### 第10 基金管理団体による報告

要綱第37の3の基金管理団体による報告は、別記様式により、毎事業年度の翌年度6月30日までに畜産局長に提出するものとする。

#### 第11 不正行為に対する措置

- 1 事業実施主体その他本事業による給付又は助成を受ける者は、本事業の実施に当たり、建築基準法(昭和25年法律第201号)、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)、農地法(昭和27年法律第229号)、土地改良法(昭和24年法律第195号)、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)等、本事業に関係する法令・規程等を遵守するとともに、取組主体が本事業に関係する法令・規程等を遵守していることの確認等を行い、適正に事業を実施するものとする。
- 2 畜産局長、地方農政局長等、都道府県知事及び基金管理団体の長は、事業実施主体その他本事業による給付又は助成を受ける者が、本事業の実施に関連して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。この場合、都道府県知事又は基金管理団体の長は、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係、発生原因及び講じられた措置等について、畜産局長又は地方農政局長等に報告するものとする。

#### 第12 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、畜産局長が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この実施要領は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 本事業において、平成28年3月31日までの間に、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく農業生産法人として各事業の要件を満たすと認められた者については、平成28年4月1日以降においては、同法に基づく農地保有適格法人とみなす。

附 則

この要領の改正は、平成28年5月6日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年11月29日から施行する。なお、施行日までに承認申請のあった事業実施計画に係るものについては、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙1の第8の(5)、(7)から(11)についてはこの通知による改正後の同要領を適用するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要領の改正は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

- 1 この要領の改正は、平成31年2月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙1の第8の1の(12)及び同別表1の区分欄の1施設の整備の(2)家畜排せつ物処理施設の補助対象基準の欄の5については、この通知による改正後の同要領を適用する。

附 則

- 1 この要領の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領の改正は、令和2年2月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領の改正は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領の改正は、令和３年３月17日から施行する。

附 則

- 1 この要領の改正は、令和３年12月24日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。ただし、改正後の別紙１の第８の（10）から（12）までの規定並びに第９の１に規定する別記様式第３号及び別記様式第４号については、この通知による改正後の同要領を適用する。

附 則

この通知は、令和４年10月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領の改正は、令和４年12月８日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領の改正は、令和５年３月29日から施行する。

附 則

- 1 この要領の改正は、令和５年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領の改正は、令和６年１月25日から施行する。

附 則

- 1 この要領の改正は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領の改正は、令和６年12月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。ただし、この通知による改正後の同要領の別紙１の第９の２、別紙２の第８の４及び別紙７の９の（２）の規定の適用を妨げない。

附 則

この要領の改正は、令和７年３月28日から施行する。

別記様式

番 号  
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

基金管理団体の長

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理状況報告について

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）第37の3の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理状況を報告します。

【〇〇年度】

| 当初基金額 | 国からの交付額 | 年度内支出予定額 | 年度内支出額 | 果実等繰入額 | 期末基金額 |
|-------|---------|----------|--------|--------|-------|
| 円     | 円       | 円        | 円      | 円      | 円     |

【事業別支出内訳】

(単位：円)

|       | 施設整備事業 | 機械導入事業 | 調査・実証・支援事業 | 生産基盤拡大加速化事業・肉用牛 |
|-------|--------|--------|------------|-----------------|
| 支出予定額 |        |        |            |                 |
| 実支出額  |        |        |            |                 |

|       | 生産基盤拡大加速化事業・乳用牛 | 優良繁殖雌牛更新加速化事業 | 畜産経営体質強化資金対策事業 | ICT化等機械装置等導入事業 |
|-------|-----------------|---------------|----------------|----------------|
| 支出予定額 |                 |               |                |                |
| 実支出額  |                 |               |                |                |